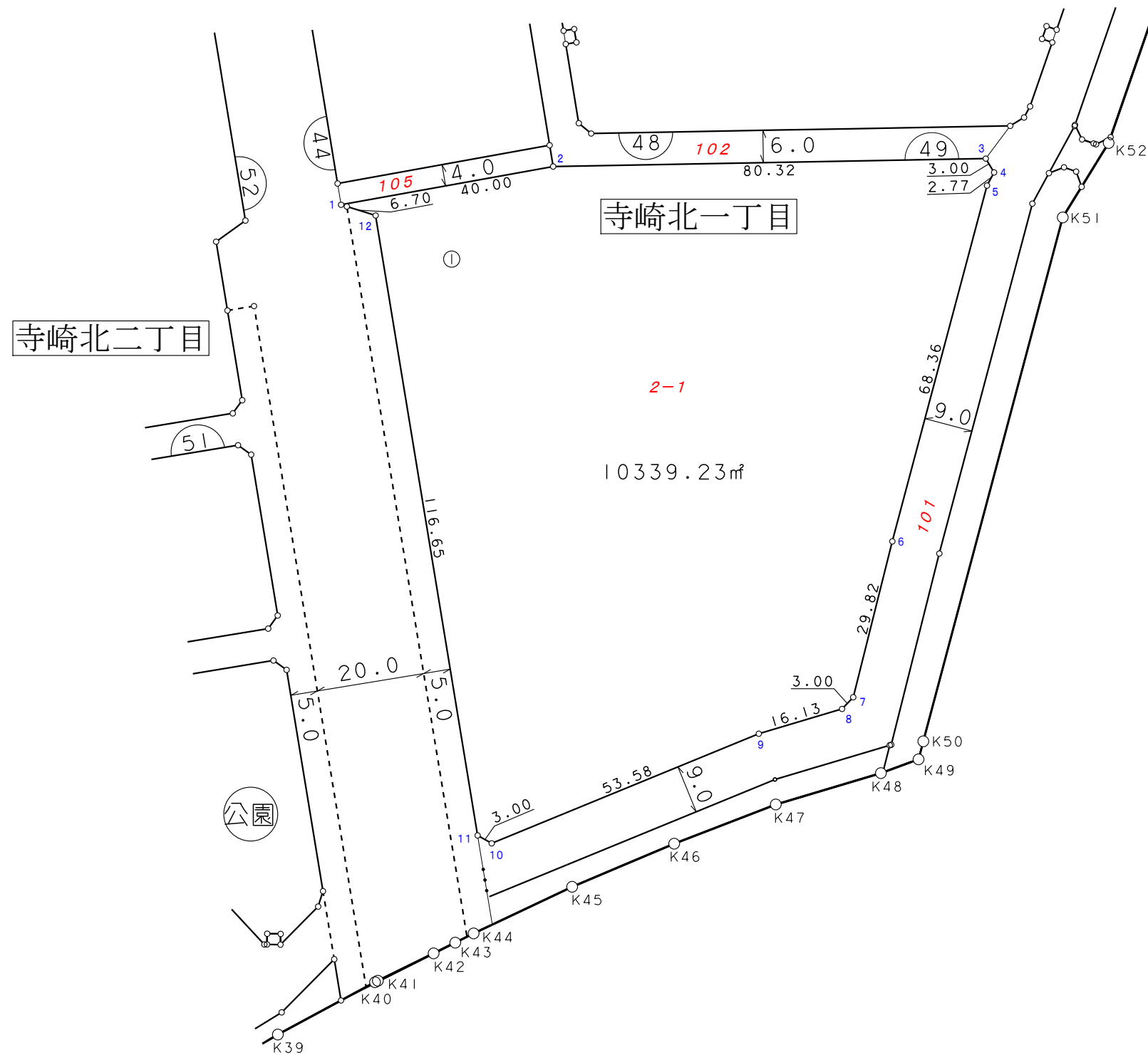
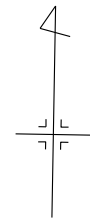


平成二十七年一月三十日



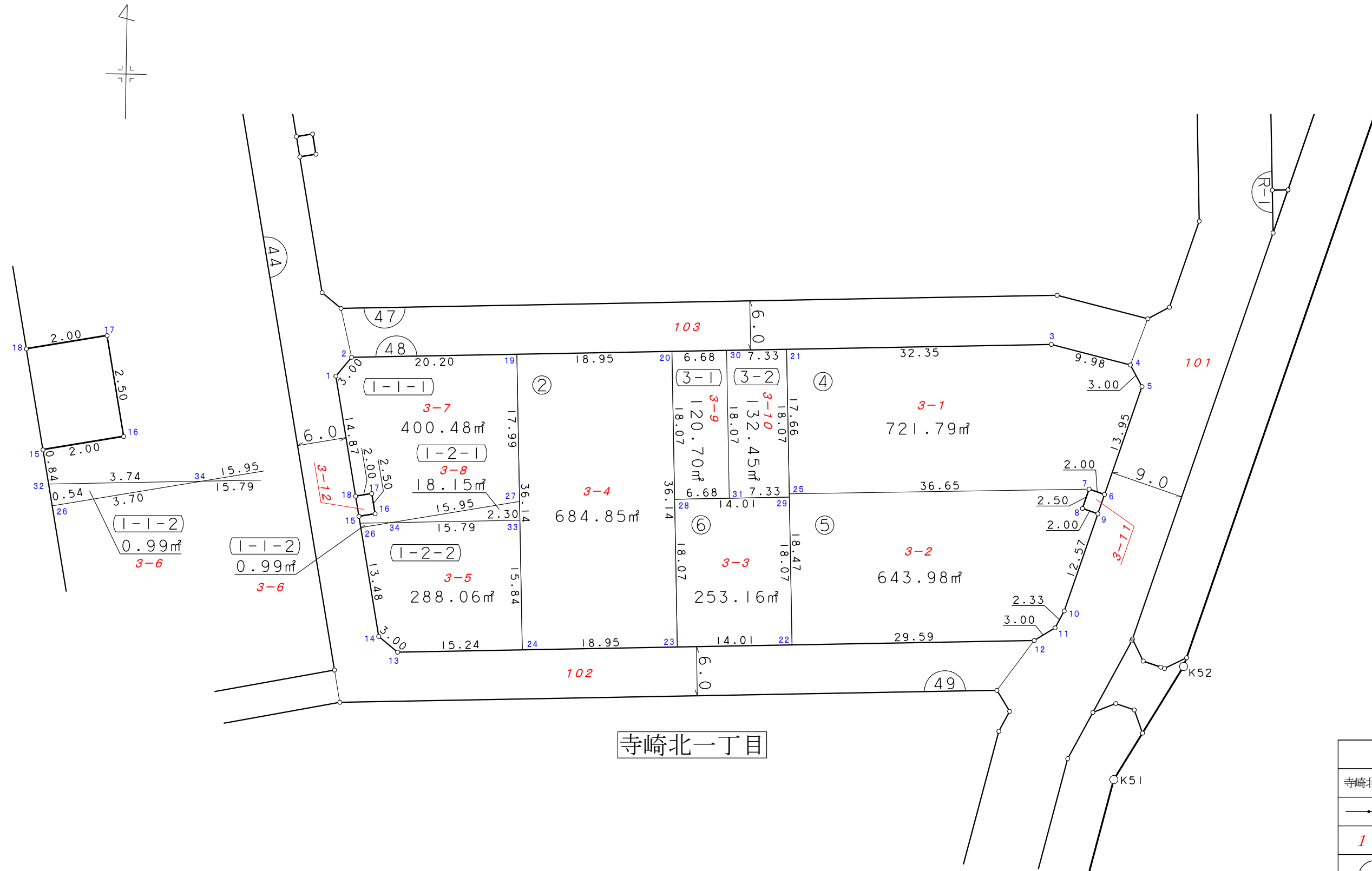
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
(平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
①	街区番号
①	画地番号
1-2-3	測地点番号
11.67	辺 長 (m)
123.00m ²	画地面積 (m ²)

縮尺	1/500	街区番号	48
			寺崎北一丁目

平成二十七年一月三十日

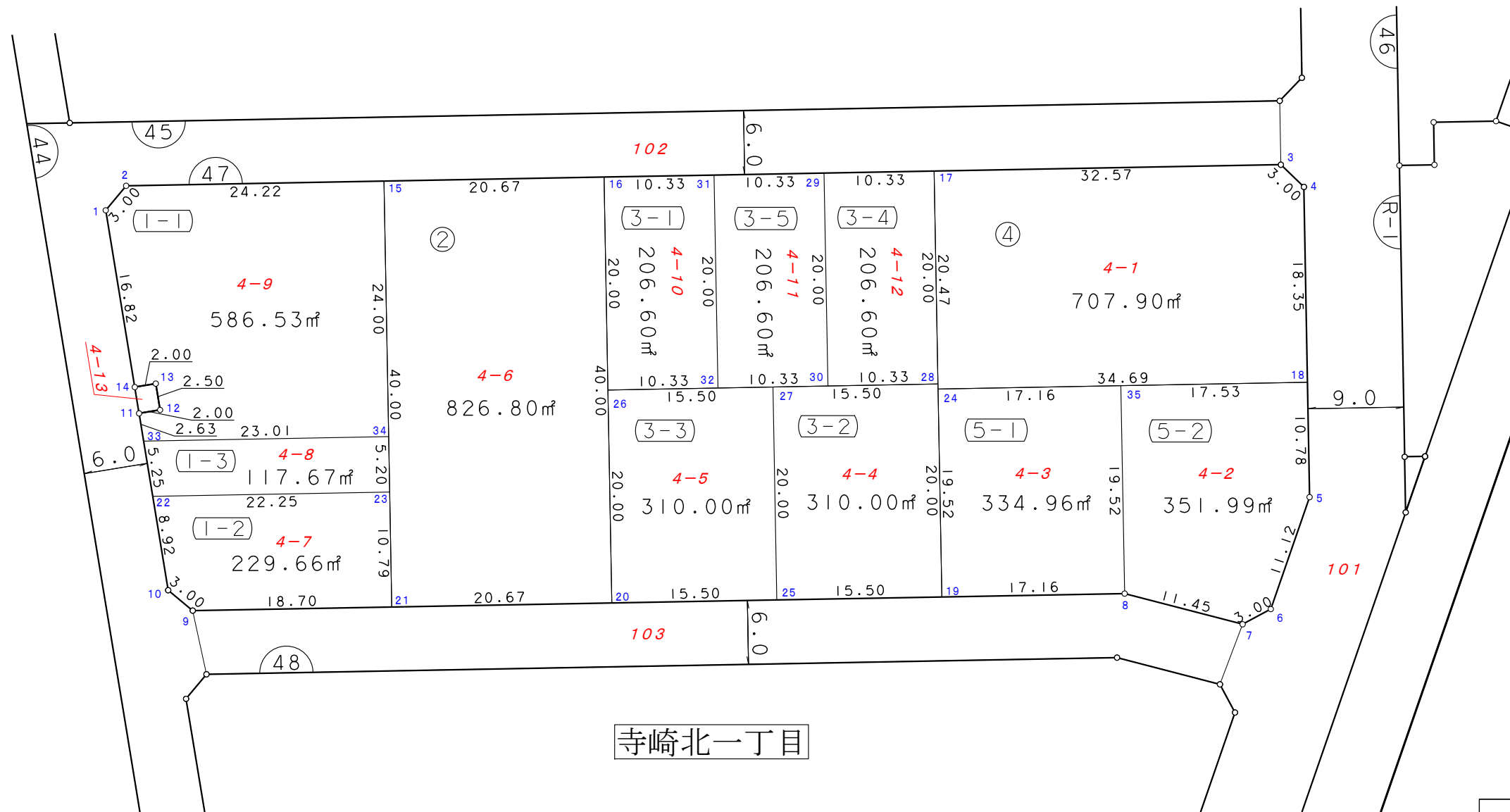
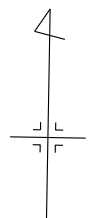


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
 (平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
①	街区番号
②	画地番号
1 2 3	測地点番号
11.67	辺 長 (m)
123.00m ²	画地面積 (m ²)

平成二十七年一月三十日



寺崎北一丁目

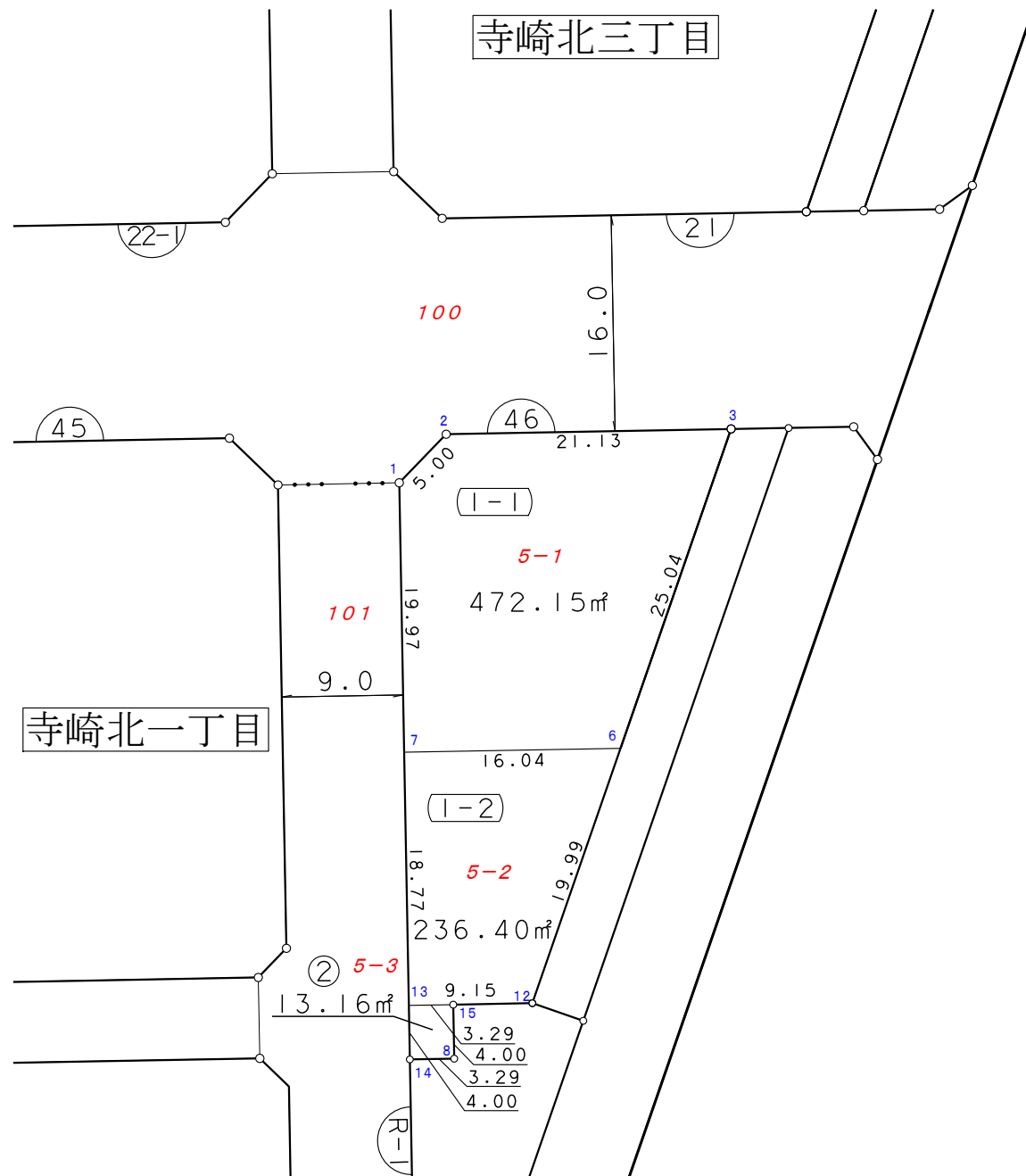
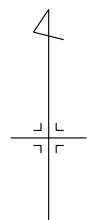
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
(平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
①	画 地 番 号
1 2 3	測 地 点 番 号
11.67	辺 長 (m)
123.00㎡	画 地 面 積 (㎡)

縮尺	1/500	街区番号	46
		寺崎北一丁目	

平成二十七年一月三十日

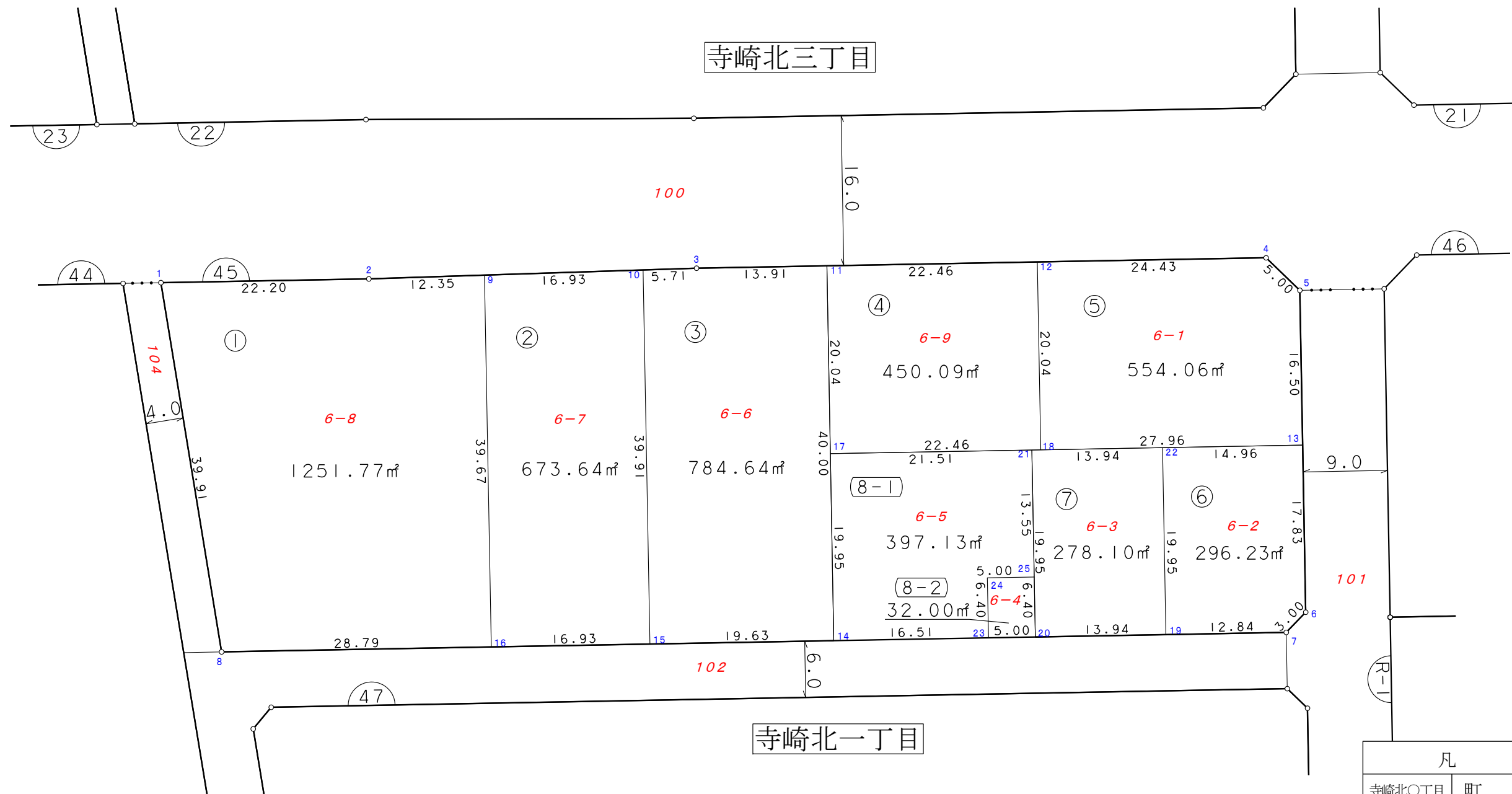
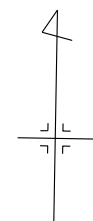


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
(平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
①	画 地 番 号
1 2 3	測 地 点 番 号
15.67 11.67	辺 長 (m)
123.00㎡	画 地 面 積 (㎡)

平成二十七年一月三十日

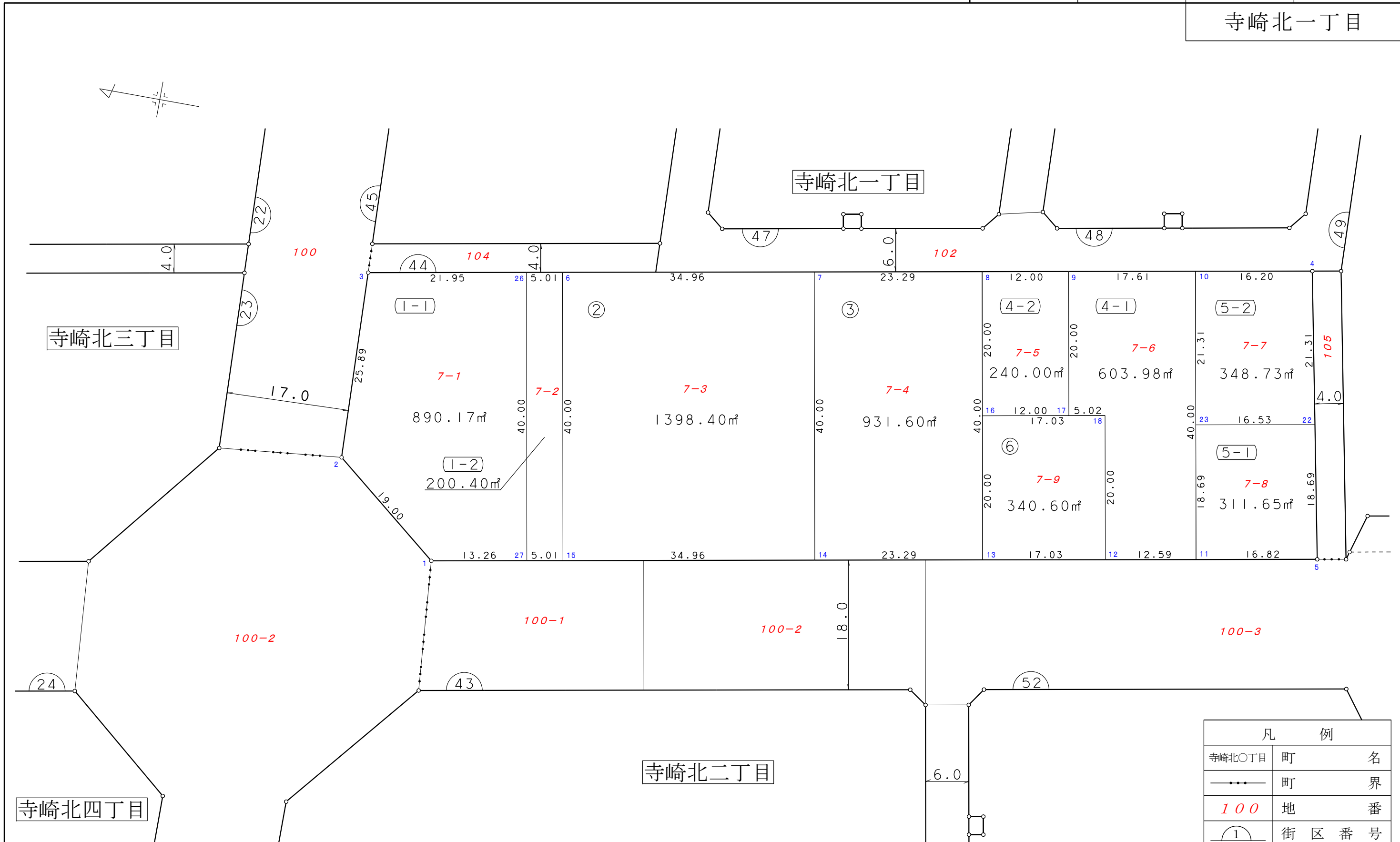


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
(平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
①	画 地 番 号
1 2 3	測 地 点 番 号
11.67	辺 長 (m)
123.00m²	画 地 面 積 (m²)

平成二十七年一月三十日



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：独立行政法人都市再生機構
 (平成27年1月31日換地処分)

凡 例	
寺崎北〇丁目	町 名
—●—	町 界
100	地 番
1	街 区 番 号
①	画 地 番 号
1 2 3	測 地 点 番 号
11.67	辺 長 (m)
123.00㎡	画 地 面 積 (㎡)